

南伊勢町工事発注標準

平成 17 年 10 月 1 日施行
平成 28 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 12 月 1 日改正

1. 発注基準

建設工事の発注標準については、表 1 のとおりとする。

なお、三重県建設工事発注標準により、格付けされた建設業者に適用するものであり、格付けされていない業者については、格付けランクを C とする。

表 1

ランク	土木工事の 請負設計金額	建築工事の 請負設計金額	管工事の 請負設計金額	舗装工事の 請負設計金額
A	500 万円以上	800 万円以上	1,500 万円以上	500 万円以上
B	300 万円以上 3,000 万円未満	300 万円以上 2 億円未満	3,000 万円未満	2,000 万円未満
C	1,500 万円未満	3,000 万円未満		

(注) 上記以外の工事については、その都度、指名業者を選定する。

2. 特例

(1) 必要がある場合は、表 1 にかかわらず、次によることができるものとする。

- イ 当該工事に相応するランクに属する業者が当該地域にいないため、上位又は下位の業者を選定する場合があると認められるとき。
- ロ 地元業者を選定することにより、その工事が適正な施行を期し得ると認められるとき。
- ハ その他特に必要があると認められるとき。

(2) 特に緊急を要する工事及び特別の技術を要する工事等、特別の理由があるときは、表 1 にかかわらず、上位の業者を選定することができる。

(注) 「特別の理由があるとき」とは、次の各号の一に該当する場合をいうものとする。

- イ 災害応急復旧工事を施工するとき。
- ロ 橋梁整備工事、その他特別の技術を必要とするとき。
- ハ 当該工事が、特許権又は、これに類する特別の権利を有するものであるとき。
- ニ その他上記に準ずる特別の理由があるとき。

(3) その他特別な理由のあるときは、この限りではない。